

出張施術業務実施者様へのお願い

出張施術業務を実施されている方には、関係法令により届出に関する手続きや、業務の管理等に関する義務が規定されております。実施者の方が遵守しなければならない事項を下記にまとめましたので、業務の参考にしてください。

1 届出が必要な事項(法第9条の3)

○下記の事項について変更が生じた場合は、変更の届出が必要です。

- ・実施者の氏名及び住所(*1)
- ・業務の種類(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう)
- ・業務を行う場所

(*1)転居の場合は、転居前の住所での業務廃止の手続き及び転居先での業務開始の手続きとなります。

○業務の廃止、休止、施術者の死亡についても届出が必要です。

2 施術者の義務について

○広告制限

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に記載された事項以外は広告できません。(法第7条)

○施術の制限

医師の同意を得ないで脱臼や骨折の患部に施術を行うことは法律で禁止されています。(法第5条)

○外科手術等の禁止

施術者の方が外科手術や薬品投与、もしくはその指示をする等の行為は禁じられています。(法第4条)

○消毒義務

はり師の方がはりを施そうとするときは、はり、手指及び施術の局部を消毒しなければなりません。患者別の専用針、針管等を用いる場合は、施術後十分に洗浄の上、消毒の徹底を図るようにしてください。(法第6条)

■担当窓口

静岡県東部保健所 地域医療課

住所:沼津市高島本町1-3

TEL:055-920-2076

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律
(昭和22年法律第217号)

第7条 あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゆう業又はこれらの施術所
に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、左に掲げる事項以外の事項につ
いて、広告をしてはならない。

- 一 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 二 第一条に規定する業務の種類
- 三 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 四 施術日又は施術時間
- 五 その他厚生労働大臣が指定する事項

② 前項第一号乃至第三号に掲げる事項について広告をする場合にも、その内容は、
施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第七条第一項第五号の規
定に基づくあん摩業等又はこれらの施術所に関して広告し得る事項
(平成11年厚生省告示第69号)

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二
百十七号)第七条第一項第五号の規定に基づき、あん摩業、マッサージ業、指圧業、
はり業若しくはきゆう業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項を次のように定め、
平成十一年四月一日から適用し、昭和二十六年十月厚生省告示第二百十八号(あん
摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第七条第一項第五号の規定に
基き広告し得る事項を定める件)は、平成十一年三月三十一日限り廃止する。

- 一 もみりようじ
- 二 やいと、えつ
- 三 小児鍼(はり)
- 四 法第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨(県知事に開設の届出をした旨)
- 五 医療保険療養費支給申請ができる旨(申請については医師の同意が必要な旨を
明示する場合に限る。)
- 六 予約に基づく施術の実施
- 七 休日又は夜間における施術の実施
- 八 出張による施術の実施
- 九 駐車設備に関する事項